

## 地域の支援者の方々へ



一関障害者生活支援プラザでは、機能強化事業として、  
基幹相談支援センターの役割を担っています。

### 基幹相談支援センターの役割

#### 1 総合的・専門的相談支援

- ・相談者が何度も同じ説明をしなくてもすむワンストップの相談窓口
- ・専門的な相談支援を要する困難ケースへの対応

#### 2 地域の相談支援体制強化

- ・相談支援事業者に向けた研修会、事例検討会の企画運営
- ・地域の関係機関及び事業所のネットワーク強化

#### 3 地域移行・地域定着への移行促進

- ・退院や退所に伴う、地域生活での支援

#### 4 権利擁護・虐待防止に関わる相談

- ・権利擁護及び虐待防止に係る相談、支援
- ・情報収集、研修会の企画開催

#### 5 自立支援協議会支援

- ・設置主体と共同での、一関地区障害者地域自立支援協議会事務局運営



ご相談は無料です。お気軽にご相談ください。

TEL 0191-31-3533 FAX 0191-23-6024

✉ kikan-soudan@ichinoseki-shakyo.com

## 所在地のご案内



社会福祉法人  
一関市社会福祉協議会

### 一関障害者生活支援プラザ

〒021-0877

岩手県一関市城内1-36  
(一関市総合福祉センター内)

TEL 0191-31-3533

FAX 0191-23-6024

MAIL [i-plazachi3533@ichinoseki-shakyo.com](mailto:i-plazachi3533@ichinoseki-shakyo.com)



相談  
受付  
時間

平日 9:00～17:00

※土・日・祝日と年末年始（12/29～1/3）はのぞく

社会福祉法人  
一関市社会福祉協議会

一関障害者  
生活支援  
プラザ





いちのせきしょうがいしゃせいいかつ し えん

## 一関障害者生活支援プラザって？

いちのせきしょうがいしゃせいいかつ し えん しょう かた  
一関障害者生活支援プラザは、障がいのある方  
かぞく にちじょうせいいかつ なや しんぱいごと  
やご家族の日常生活における悩みや心配事を  
おうかがいします。その上で、福祉サービスの利  
よう しかた か やくた じょうほう ていきよつ  
用の仕方、その他役立つような情報を提供し、  
ちんだいかいけつ ぼうほう いっしょ さが ば  
問題解決の方法を一緒に探していく場です。

※  
とうじぎょうしょ そうだん しえん せんもんいん  
当事業所では、相談支援専門員のほか、ピアカ  
ウンセラーを配置し、障がいをお持ちの方と同じ  
たちば そうだん う つ  
立場での相談も受け付けております。  
これからも障がいのある方が地域で安心して  
じぶん せいいかつ いっしょ かんが てつだ  
自分らしく生活できるよう、一緒に考え、お手伝  
いをしていきます。 ※障がいを持つ相談員です。

## どんな人が利用できますか？

しょうがいしゃ しょうがいこどもまたは発達に心配のある  
にきび びんびんご かた かぞく かた  
お子様、難病のある方や、ご家族の方。  
てちよう う り へ  
手帳の有無は問いません。

## 相談にお金はかかりますか？

むりよう  
無料です。

そうだん

## どんな相談ができますか？

にちじょう こま そうだん しょうがいふくし  
日常で困っていることの相談、障害福祉サービ  
りよう さまざま そうだん う  
ス利用など、様々な相談をお受けします。  
たと  
例えば…

けいけい じふ  
生活で困っていることがあるけど、  
どうしたら良いかわからない。

サービスを使いたいけど、  
どうしたらいいの？

どんな制度やサービスが  
あるのかわかりたい。

しごと  
仕事をしたいけど、  
どこに相談したらいいの？

こどもの発達のこと  
がちょっと気になる…。

## どのように利用したら良いですか？

じぎょうしょ らいしよ ほか じたく ぼうもん てんわ  
事業所への来所の他、ご自宅への訪問、電話や  
なご そうだん か のう  
ファックス、メール等による相談も可能です。

## 計画相談支援について



平成 24 年度から、障害福祉サービスをご利用  
なさるすべての方に『サービス等利用計画』、  
『障害児支援利用計画』が必要になりました。  
生活や仕事、趣味、家族との関係など、これ  
からの希望をお聞きし、総合的な視点から、  
ご本人らしくいきいきとした生活を送るため  
に作成する、ご本人のための応援計画です。  
また、その後サービスを有効にご活用いただ  
けているかを定期的に確認し、計画を見直し  
ていきます。

## 計画相談支援のながれ

- 1 相談および市町村への申し込み
- 2 認定調査
- 3 障害支援区分の認定
- 4 サービス等利用計画(案)の作成と提出
- 5 支給決定
- 6 サービス担当者会議
- 7 サービス等利用計画の作成と提出
- 8 契約・サービス利用
- 9 モニタリング(計画の見直し)



サービス利用の継続または終了